

令和2年2月17日

神奈川県行政書士会（講義資料）

弁護士 片岡 武

改正相続法と家庭裁判所の実務（第3回）

～ 遺言・遺留分に関する法改正 ～

第1 実務上の留意点	第6 遺産分割方法の指定
第2 遺留分制度の設計変更	第7 遺留分
第3 遺言	第8 遺言執行者
第4 特定財産承継遺言	第9 遺産分割方法の検討
第5 相続分の指定	第10 改正相続法を踏まえた事例研究

第1 実務上の留意点（相談に当たっての基礎・応用知識）

（実務家の傾向）

（実務家に求めること）

第2 遺留分制度の設計変更

1 審議の過程

- (1) 遺留分減殺請求権の法的性質の見直しの要点
- (2) 減殺請求権の行使によって生ずる権利を原則金銭債権とするが、金銭で支払えない場合処理
 - ア 甲案（裁判所が現物返還の内容を定める）
 - イ 乙案（現行法と同様の規律で当然に現物返還の内容が定まる）

ウ 追加試案（受遺者又は受贈者の現物給付）

受遺者又は受贈者は、金銭債務の全部又は一部の支払いに代えて、遺贈又は贈与の財産のうちその指定する財産により給付することを請求することができる。

エ 要綱 民法1031条の規律の見直し

2 改正前民法

3 規律の見直し

（規律）

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、負担する債務の全部又は一部の支払につき、相当の期限を許与することができる。

第3 遺言

1 自筆証書遺言の方式緩和（自書によらない財産目録の添付）

（自筆証書遺言）

第968条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に

印を押さなければ、その効力を生じない。

- (1) 改正前の民法の下における実務運用の問題点
- (2) 改正の趣旨
- (3) 施行日

2 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設

法務局における遺言書の保管等に関する法律（遺言書保管法）

（遺言書保管所）

第2条 遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局が、遺言書保管所としてつかさどる。

（遺言書の保管の申請）

第4条 遺言者は、遺言書保管官に対し、遺言書の保管の申請をすることができる。

2 前項の遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成した無封のものでなければならない。

3 第一項の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合にあつては、当該他の遺言書が保管されている遺言書保管所）の遺言書保管官に対してしなければならない。

4 第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、遺言書に添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を遺言書保管官に提出しなければならない。

- 一 遺言書に記載されている作成の年月日
 - 二 遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）
 - 三 遺言書に次に掲げる者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所
- イ 受遺者

ロ 民法第1006条第1項の規定により指定された遺言執行者

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

5 前項の申請書には、同項第二号に掲げる事項を証明する書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。

6 遺言者が第一項の申請をするときは、遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。

(遺言書の検認の適用除外)

第11条 民法1004条1項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しない。

- (1) 改正の趣旨
- (2) 意義
- (3) 施行日

第4 特定財産承継遺言

1 「相続させる」旨の遺言の意義

- (1) 公証実務
- (2) 「相続させる」旨の遺言の法的意味
- (3) 定義の多様性
- (4) 改正法
- (5) 相続分の指定との関係

2 類型と遺産分割手続との関係

- (1) 特定の遺産について相続人に特定財産承継遺言がある場合と遺産分割手続との関係
- (2) 包括して「相続させる」旨の遺言と遺産分割手続との関係
 - ア 全財産相続型（全財産をBに「相続させる」旨の遺言）

イ 割合的相続型（相続人Bに全遺産の5分の2を，同Cに5分の2を，同Dに5分の1をという分数的割合を定めたもの）

(3) 設例

【設例】

被相続人甲は，平成28年7月10日に死亡したが，その相続人は相手方A（長女），申立人B（長男）及び相手方C（二女）である。甲は，平成27年5月1日付け自筆証書遺言（以下「本件遺言」という。）を作成しており，平成28年12月15日に検認手続が実施された。本件遺言の内容は，下記のとおりである。

記

- 1 遺言者は，遺言者の有する以下の不動産，預貯金等を含む一切の財産を，遺言者の長女A及び二女Cに相続させる。
- 2 遺言執行者としてA，Cを指定する。

本件において，申立人は，本件遺言は，包括的かつ割合的に分割方法を指定するにすぎず，遺産分割手続を経ることにより特定の財産の帰属が確定できると主張する。

他方，相手方は，本件において，遺産分割手続をするのは不適當であると反論し，その理由として，本件遺言は，被相続人が財産を特定の相続人であるAとCに相続させる意思を表明するのであり，本件遺言によりその対象財産は当然にAとCの固有財産となっている。

また，法務局においても本件遺言書をもって登記原因証明情報として，土地につき相続登記を完了させている。そうすると，申立人が遺産分割を求めている対象財産は相続財産としての性質を有しない。よって，遺留分減殺請求で解決を図るべきものであると反論している。

いずれの主張が合理的か。

3 特定財産承継遺言と第三者に対する対抗要件としての登記の関係

(共同相続における権利の承継の対抗要件)

第899条の2 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

2 (略)

- (1) 改正前民法下における解釈
- (2) 従前の解釈の問題点
- (3) 改正法
- (4) 施行日

4 特定財産承継遺言による債権承継

(共同相続における権利の承継の対抗要件)

第899条の2 (略)

2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

- (1) 改正の趣旨
- (2) 改正の内容

(3) 施行日

5 特定財産承継遺言と遺言執行者の職務

(特定財産に関する遺言の執行)

第1014条 (略)

2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

- (1) 改正前民法下における解釈
- (2) 改正の趣旨
- (3) 内容
- (4) 施行日

6 特定財産承継遺言と遺留分侵害額請求との関係

(受遺者又は受贈者の負担額)

第1047条 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第1042条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分侵害額を負担する。

一 (略)

第5 相続分の指定

- 1 相続分の指定の意義
- 2 相続分の指定の効果
- 3 相続分の指定により法定相続分を超える特定財産を取得した相続人（受益相続人）と第三者対抗要件

（共同相続における権利の承継の対抗要件）

第899条の2 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

2 （略）

- (1) 改正前民法下における解釈
- (2) 問題点
- (3) 改正の趣旨

- 4 相続分の指定により法定相続分を超える債権の承継がされた場合と第三者対抗要件

（共同相続における権利の承継の対抗要件）

第899条の2 （略）

2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債

務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

5 相続分の指定と金銭債務の承継

(相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使)

第902条の2 被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

- (1) 改正前の民法の下における解釈
- (2) 改正法

【設例】 (相続債権者による法定相続分に基づく返還請求)

被相続人Aが死亡し、相続人は妻W、子のB・Cである。AはFから900万円の借入れをしていた。Aは「全ての遺産をBに相続させる」旨の遺言を残していた。

FはCに対して225万円の返済を求めた。Cは返済を拒むことができるか。

【設例】 (相続債権者による受遺者に対する全額返済請求 その1)

被相続人Aが死亡し、相続人は妻W、子のB・Cである。Aは、Fから900万円の借入れをしていた。Aは「全ての遺産をBに相続させる」旨の遺言を残していた。

FはBに対して900万円全額の返済を求めた。Bは返済を拒むことができるか。

【設例】 (相続債権者による受遺者に対する全額返済請求 その2)

被相続人Aが死亡し、相続人は、妻W、子のB・Cである。Aには、Fから900万円の借入れをしていた。Aは、「全ての遺産をBに相続させる」旨の遺言を残していた。Fは、Cに対して、225万円の返済を求めたところ、Cは、同額を返済した。Fは、Bに対し指定相続分による義務の承継し、900万円の返済を求めることができるか。

【設例】（相続人の一人が相続債権者に対し法定相続分に基づき返済した後の受遺者に対する求償）

被相続人Aが死亡し、相続人は妻W、子のB・Cである。AはFから900万円の借入れをしていた。Aは「全ての遺産をBに相続させる」旨の遺言を残していた。

FはCに対して225万円の返済を求めたので、Cは、これに応じ、同額を返済した。その後、CはBに対し求償することができるか。

6 遺留分を超える相続分の指定

（遺留分侵害額の請求）

第1046条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

（受遺者又は受贈者の負担額）

第1047条 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第1042条の規定による遺留分として当該相続人が受

けるべき額を控除した額)を限度として、遺留分侵害額を負担する。

一 (略)

- (1) 改正前民法下における解釈
- (2) 改正法
- (3) 遺留分侵害額請求による指定相続分の修正

第6 遺産分割方法の指定

1 意義

2 相続分の指定との併存

- (1) 特定財産承継遺言がされた場合において、その特定の財産の価額が当該相続人の法定相続分を超える場合
- (2) 特定財産承継遺言がされた場合において、その特定の財産の価額が当該相続人の法定相続分を下回る場合

3 遺留分を超える分割方法の指定

- (1) 改正前民法下における解釈
- (2) 改正法の規定

改正法は、相続分の指定を受けた相続人を受遺者に含めるほか、特定財産承継遺言により財産を承継した者も受遺者の中に含め（民1046条1項）、遺留分権利者により遺留分侵害額請求がなされることになった（民1046条）。

第7 遺留分

1 意義

遺留分制度とは、被相続人が有していた相続財産について、その一定割合の承継を一定の法定相続人に保障する制度である（民1042条以下）。

2 趣旨

3 遺留分制度の枠組みの変更

(遺留分侵害額の請求)

第1046条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(1) 改正前民法の規定

(2) 問題の所在

(3) 改正法

4 遺留分の計算方法

(1) 総体的遺留分

民法は、遺留分権利者全体に残されるべき遺産全体に対する割合を定めている（総体的遺留分）。

ア 直系尊属のみが相続人である場合

イ それ以外の場合（直系卑属のみの場合、直系卑属と配偶者の場合、直系尊属と配偶者の場合、配偶者のみの場合）

(2) 個別的遺留分

個別的遺留分とは、遺留分権利者個々人に留保された相続財産上の持分的割合をいい、総体的遺留分に各自の法定相続分の割合を乗じたものである。

【算定式】

$$\begin{aligned} \text{個別的遺留分} &= \text{遺留分を算定するための財産の価額} \\ &\quad \times (\text{総体的遺留分の割合}) \times (\text{法定相続分の割合}) \end{aligned}$$

5 遺留分を算定するための基礎財産

(1) 遺留分算定の基礎財産についての規定

(2) 遺留分算定の基礎財産の時的範囲

民法1044条は、第三者である受遺者等の法的安定性と相続人間の実質的公平という2つの要請を調和する観点から、相続人に対する贈与については相続開始前10年間にしたものに限り算入すると規定した。

【遺留分を算定するための財産の価額を求める計算式】（『一問一答』134頁）

$$\begin{aligned} \text{遺留分を算定するための財産の価額} &= \\ &\text{相続開始時における被相続人の積極財産の額} \\ &\quad + \text{相続人に対する生前贈与の額（原則10年以内）} \\ &\quad + \text{第三者に対する生前贈与の額（原則1年以内）} \\ &\quad - \text{被相続人の債務の額} \end{aligned}$$

(3) 贈与財産の加算

- ア 民法1044条の「贈与」の意義
- イ 相続開始前1年間にされた贈与
- ウ 遺留分権利者に損害を加えることを知ってされた贈与
- エ 相続人に対する特別受益としての贈与の加算

改正法によれば、共同相続人の1人に対してなされた贈与は、①それが「婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与」に該当し（民1044条3項の読み替え）、かつ②相続開始前の10年間にされたものであれば、特別受益と評価される価額に限り、遺留分算定の基礎財産に算入される（同1044条2項・3項）。

6 遺留分侵害額

- (1) 改正法
- (2) 遺産分割が終了している場合の取扱い

7 遺留分侵害額請求権（減殺から侵害額請求へ）

（遺留分侵害額の請求）

第1046条 遺留分権利者及びその承継人は，受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し，遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

（受遺者又は受贈者の負担額）

第1047条

1～4 （略）

5 裁判所は，受遺者又は受贈者の請求により，第1項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

(1) 基本的枠組み

ア 改正前の民法の規律

- ① 減殺の意義
- ② 法的性質
- ③ 減殺請求をして取り戻した財産の帰属
- ④ 価額弁償の抗弁

イ 改正法の枠組み

(2) 遺留分侵害額を求める計算式

【計算式】

遺留分侵害額＝

遺留分額

－ 遺留分権利者が受けた特別受益の額

- 一 遺産分割の対象財産がある場合において遺留分権利者の具体的相続分に相当する額
- ＋ 遺留分権利者が負担する債務（遺留分権利者承継債務）

8 遺留分侵害額請求権の消滅

(1) 消滅時効

ア 趣旨

遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効により消滅する（民1048条前段）。法律関係の早期安定の要請に基づく。

イ 時効起算点の問題

ウ 消滅時効の対象

エ 時効の停止（時効の完成猶予）

(2) 除斥期間

ア 規定

遺留分侵害額請求権は、相続開始時から10年を経過すれば消滅する（除斥期間・民1048条後段）。

イ 除斥期間経過後における遺留分侵害額請求権の行使

9 遺留分侵害額請求調停

(1) 改正の内容

(2) 裁判所の管轄

(3) 家事調停事件の申立て

ア 申立ての趣旨

イ 申立権者

ウ 管轄

エ 手数料

オ 申立書関係

カ 調停申立てに必要な証拠関係書類

キ 調停申立て時の留意事項

① 遺留分侵害額請求権行使の時期

② 申立書への遺留分侵害額請求権行使の意思表示の記載

(4) 調停条項例

第8 遺言執行者

1 遺言執行者の意義

遺言執行者とは、遺言の内容を実現することを職務として、指定または選任された者をいう。

2 遺言執行者の地位

(遺言執行者の権利義務)

民法1012条 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

(遺言執行者の行為の効果)

民法1015条 遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

(1) 問題点

(2) 改正前民法における解釈

(3) 改正の趣旨

(4) 施行日

3 遺言執行者就任の通知

(遺言執行者の任務の開始)

民法1007条

(略)

2 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

- (1) 改正前民法
- (2) 改正の趣旨
- (3) 施行日

4 遺言執行者の職務権限

(遺言執行者の権利義務)

民法1012条 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

- (1) 改正前民法における解釈
- (2) 改正の趣旨
- (3) 施行日

5 遺言執行の妨害

(遺言の執行の妨害行為の禁止)

民法1013条 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることはできない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 前2項の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。

(1) 改正前民法の下における解釈

(2) 改正の趣旨

【設例】

被相続人Aは、「甲地をDに譲る。この遺言執行者としてEを選任する」との公正証書遺言を残して死亡した。相続人であるBは、甲地をCに売却した。取引の相手方Cは、遺言執行者がおり、その財産の管理処分権が遺言執行者にあることを知らなかった。

1 BのCに対する甲地の売却行為の効力はどうなるか。

2 AからB、BからCへの所有権移転登記が経由されていない場合でも、Cは権利取得を主張することができるか。

6 遺言執行者の権限と遺贈の履行義務との関係

（遺言執行者の権利義務）

民法1012条

（略）

2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

7 相続させる旨の遺言がされた場合における対抗要件の具備

(特定財産に関する遺言の執行)

民法1014条

(略)

- 2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

8 相続させる旨の遺言がされた場合における預貯金債権についての払戻し・解約に関する権限

(特定財産に関する遺言の執行)

民法1014条

1・2 (略)

- 3 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金遺産の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。
- 4 前2項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

- (1) 改正前民法における解釈
- (2) 改正法
- (3) 解約申入れ権限・払戻権限を付与した趣旨

(4) 預貯金以外の金融商品の扱い

【設例】

預貯金以外の金融商品（例えば、投資信託等）の係る権利を特定の相続人に相続させる旨の遺言がされた場合、遺言執行者に解約権限があるか。

(5) 遺言による権限の拡張

(6) 施行日

9 遺言執行者の復任権

（遺言執行者の復任権）

民法1016条 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。

ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

2 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

第9 遺産分割方法の検討

【事例】

被相続人Aの相続人は、兄弟のB、C、D、E及びFの5名であったが、本件申立て後、Fは、D及びEから相続分の譲渡を受けた。遺産の範囲は、不動産、金融資産、株式会社K商店（以下「K商店」という。）の4000株（以下「本件株式」という。）及び刀剣類であるが、不動産、金融資産及び刀剣類については、一部分割が成立してお

り、本件の対象財産は、本件株式のみである。

なお、一部分割協議においては、一部分割の効力が残部に影響しない旨定められている。

K商店は、発行済株式総数が2万株であり、不動産売買業等を目的とする株式会社であり、被相続人Aが経営していた。しかし、Fは、Aの死亡後、D及びEからK商店の株式を譲り受けたことから、固有の株式と併せて1万6000株を保有している。B及びCは、本件株式につき法定相続分に応じて各800株宛取得することを求め、他方、Fは、本件株式を全部単独取得したいと希望している。なお、本件株式の評価額については、当事者間において合意がある。

(設問)

本件株式をどのように分割すべきか。

第10 改正相続法を踏まえた事例研究

【事例】

被相続人Aは、令和元年8月30日に死亡し、相続が開始した。その相続人は、妻W(88歳)、長男B(東京)、長女C(大阪)、次男D(横浜)及び次女Eの5名である。

遺産は、東京都豊島区所在の土地建物(以下「本件不動産」という。W及びBは被相続人Aと同居していた)、株式1000株(上場会社、評価額1000万円)、被相続人Aが経営していた同族会社の600株(保有不動産は賃貸物件であり、横浜に所在する。)、現金300万円(B保管)、預貯金(M銀行普通預金とY銀行通常貯金、相続開始時残高各900万円、合計1800万円)である。

Bは、遺産分割の協議を申し入れたが、C及びDがこれに応じないので、遺産分割の調停を東京家裁に申し立てた。

【検討課題】

以下の1ないし4の各事由がある場合における問題点を検討してみましょう。

1 遺言

Bは、被相続人Aの自筆証書遺言（「遺産は全部Bに相続させる」）を提出したが、遺言書の財産目録はパソコンにより作成されていた。なお、本文は左上から右下にかけて赤斜線が引かれていた。

（設問）

自筆証書遺言の効力は認められますか。

2 遺産の評価

同族会社の株式の評価額につき、合意があったが、C及びDが翻意した。

（設問）

同族会社の株式の評価額に争いがある場合、どのように評価を固めたらよいのでしょうか。

3 分割方法

Wは、住み慣れた本件不動産に居住することを希望している。また、Bは、不動産の代償取得を希望する。他方、C及びDは、不動産を売却してその売却代金を相続分に応じて分配することを希望している。Eは、金銭を取得できればよいという。

Bは、株式を全部単独取得したいと希望するが、D及びEは相続分に応じて分割して取得したいと希望する。

（設問）

Bが株式を全部単独取得することはできますか。

4 遺言の扱い

（設問）

(1) 被相続人Aの自筆証書遺言として、「本件不動産はBに相続させる」旨の遺言があった場合、どのような種類の遺言となりますか。

(2) 本件不動産の価値が遺産総額に係るBの相続分を上回る場合、どのようなことが

問題になりますか。

- (3) 被相続人Aの自筆証書遺言が「遺産は全部Bに相続させる」との内容であった場合、どのような種類の遺言となりますか。

以 上

【参考】 相続させる旨の遺言の種類

- 1 特定の財産を 特定の相続人に 遺産分割方法の指定がされた遺言
→ 特定財産承継遺言
- 2 特定の財産を 特定の相続人に 遺贈と解すべき遺言
→ 遺贈
- 3 全部の財産を 特定の相続人に 相続させる遺言
→ 全部包括相続させる遺言
- 4 全部の財産を 特定の相続人に 割合的に相続させる遺言
→ 割合的相続させる遺言

【参考】 特定財産承継遺言と相続分の指定

